

県庁舎等産業廃棄物収集運搬及び処分業務単価契約書（案）

委託業務名	県庁舎等産業廃棄物収集運搬及び処分業務	
契約単価	1 m ³ 当たり	円（廃プラスチック類）
	1 m ³ 当たり	円（金属くず類）
	1 m ³ 当たり	円（廃プラスチック類及び金属くず等の混合物）
	1 m ³ 当たり	円（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）
	1 回当たり	円（トラックによる収集運搬） （消費税及び地方消費税を含めない額とする。）
予定数量	廃プラスチック類	1 6 0 m ³ /年
	金属くず類	6 9 m ³ /年
	廃プラスチック類及び金属くず等の混合物	3 0 m ³ /年
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1 m ³ /年
	トラックによる収集運搬	2 9 回/年
委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
委託場所	福島市杉妻町2番16号	
契約保証金		

排出事業者 福島県（以下「甲」という。）と、収集運搬及び処分業者（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、県庁舎から排出する産業廃棄物を廃棄物の処理清掃に関する法律、その他関係法令の規定及び別添委託仕様書を遵守し、頭書の契約単価をもって、運搬及び最終処分の業務（以下「業務」という。）を実施しなければならない。

2 前項の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に定めるものとする。

3 乙は、前項に定める廃棄物以外のものの処理を拒むことができる。

（委託内容）

第2条

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその

旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県： _____

許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

[特管]

許可都道府県・ _____

許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県： _____

許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

[特管]

許可都道府県・ _____

許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

2 (処分の場所、方法及び施設の処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

① 事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

② 事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力：_____

3（最終処分場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

① 事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

② 事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

4（収集・運搬過程における積替保管）

（1）乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供するほか、適宜又は乙の要求に応じ収集・運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

オ 混合等により生ずる支障

カ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

キ その他注意事項

2 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（甲乙の責任範囲）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第2項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失

がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に、収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要がある場合は、乙は、書面による甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い収集・運搬業務又は処分業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(業務報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告、処分業務についてはマニフェストD・E票又は電子マニフェストの処分終了報告・最終処分終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、業務内容について、第7条の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を甲に提出するものとする。

2 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た額の合計（円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額（円未満切捨て）及び直接最終処分した産業廃棄物の数量をトン当たり換算し、1,000円を乗じて得た額（円未満切捨て）（産業廃棄物税）とする。

3 処理料金の支払いは2月ごととし、甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

(予定数量の変動)

第 11 条 予定数量に変動が生じた場合でも、契約金額の改訂は行わない。

(内容の変更)

第 12 条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第 13 条 業務の実施に当たり生じた損害については、乙が賠償するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認められたとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 2 3 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

3 甲は、第1項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をした上で契約を解除することができる。

4 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為による損害賠償)

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第17条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第18条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和8年 月 日

委託者(甲) 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

受託者(乙)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。